

大江町空家除去支援事業補助金交付要綱 取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大江町空家除去支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金交付事務取扱等について必要な事項を定める。

(用語の解釈)

第2条 要綱第5条において「原則として当該空家の所在する土地を更地にする」とは、補助対象空家と一体となり効用を発揮する周辺の小屋・車庫等の付属建物（以下、「空家等」という。）を全て解体、撤去及び処分(以下、「解体等」という。)をおこなうことを原則とするが、補助対象空家は必ず解体等し、かつ空家等に係る全床面積の75%以上を解体等する場合は、残る建物の管理を所有者等が責任をもって適正に管理することを条件に認めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。